

六十三 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(一団地の公営住宅の買取りが行われた場合の措置法第64条等との適用関係)</p> <p>65の4-3</p> <p>.....措置法第64条、第65条又は第65条の2.....</p>	<p>(一団地の公営住宅の買取りが行われた場合の措置法第64条等との適用関係)</p> <p>65の4-3</p> <p>.....措置法第64条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》、第65条《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》又は第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》.....</p>
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65の4-6</p> <p>.....措置法令第39条の5第8項.....</p>	<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65の4-6</p> <p>.....措置法令第39条の5第7項.....</p>
<p>(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)</p> <p>65の4-9</p> <p>(注)</p> <p>.....措置法第62条の3第4項.....</p>	<p>(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)</p> <p>65の4-9</p> <p>(注)</p> <p>.....同法第62条の3第4項.....</p>
<p>(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第62条の3との適用関係)</p> <p>65の4-10</p> <p>.....措置法第62条の3第4項.....</p>	<p>(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第62条の3との適用関係)</p> <p>65の4-10</p> <p>.....同法第62条の3第4項.....</p>
<p>(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係)</p> <p>65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号及び第6号から第9号ま</p>	<p>(2以上の年にわたり買取りが行われた場合の措置法第65条の3との適用関係)</p> <p>65の4-11 措置法第65条の4第1項第1号、第4号、第6号から第9号まで</p>

で.....措置法第65条の3第1項第1号.....措置法第65条の4第1項.....措置法第65条の3第1項.....措置法第65条の3第1項のみならず措置法第65条の4第1項.....

(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が1,500万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)

65の4-11の2 措置法第65条の4第1項に規定する1,500万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の75第1項の規定の適用対象となる特定住宅地造成事業等のための譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による1,500万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の4第1項の規定の適用の対象となる特定住宅地造成事業等のための譲渡を行ったときには、同項に規定する1,500万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。

(注) 同項の1,500万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上1,500万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定住宅地造成事業等のための譲渡につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定住宅地造成事業等のための譲渡につき既に措置法第65条の4の規定(同法第68条の75の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。

(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)

65の4-14措置法令第39条の5第20項第2号ロ又はハ.....

.....同法第65条の3第1項第1号.....同法第65条の4第1項.....同法第65条の3第1項.....同法第65条の3第1項のみならず同法第65条の4第1項.....

(新設)

(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)

65の4-14措置法令第39条の5第19項第2号ロ又はハ.....

改 正 後

- (1)
措置法第65条の4第1項第11号ロ.....
 (2) 措置法令第39条の5第20項第2号ハ.....

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③平成6 年1月1日 から平成15 年12月31日 までの間に			
③の2平成6 年1月1日 から平成15 年12月31日 までの間に			

改 正 前

- (1)
同法第65条の4第1項第11号ロ.....
 (2) 同令第39条の5第19項第2号ハ.....

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③平成6 年1月1日 から平成12 年12月31日 までの間に			
③の2平成6 年1月1日 から平成12 年12月31日 までの間に			

.....				
③の3平成6 年1月1日 から平成15 年12月31日 までの間に	
⑦都市計 画法第12条 の4第1項 第3号.....	
⑧都市計 画法第12条 の4第1項 第2号.....	
⑱ 石油公団 法第19条第 (1)	1 「特定石 油備蓄会社」

.....				
③の3平成6 年1月1日 から平成12 年12月31日 までの間に	
⑦都市計 画法第12条 の4第1項 第5号.....	
⑧都市計 画法第12条 の4第1項 第4号.....	
⑱ 石油公団 法第19条第 (1)	1 「特定石 油備蓄会社」

改 正 後					改 正 前				
<u>1項第6号</u> 当該 施設が石油 公団法第19 条第1項第 6号..... (□)			とは、石油公 団法第19条第 1項第9号... ... 2	<u>1項第8号</u> 当該 施設が石油 公団法第19 条第1項第 8号..... (□)			とは、石油公 団法第19条第 1項第11号... ... 2
<hr/>					<hr/>				
②	1	②	1
(イ)				2	(イ)				2
(ロ)				3 「店舗型	(ロ)				
A				電話異性紹介	A				
B				営業」とは、	B				
C				風俗営業等の	C				
D 店舗				規制及び業務					
型電話				の適正化等に					
異性紹				関する法律第					
介営業				31条の13第1					
(3)				項に規定する					
が同法				店舗型電話異					
第31条				性紹介営業を					
の13第				いい、風俗営					
1項の				業等の規制及					
規定若				び業務の適正					

しくは
同項に
おいて
準用す
る同法
第28条
第2項
の規定
に基づ
く条例
の規定
の施行
若しく
は適用
の際同
法第31
条の13
第1項
におい
て準用
する同
法第28
条第1
項の規
定若し
くは当
該条例

化等に関する
法律の一部を
改正する法律
(平13法52)
附則第2条第
2項の規定の
適用に係るも
のを含む。

4
5
6
7
8

3
4
5
6
7

改 正 後	改 正 前
<p>の規定 に適合 しない 場合の 当該店 舗型電 話異性 紹介営 業の営 業所の 用に供 されて いる建 築物又 は構築 物</p> <p><u>E</u></p> <p>(ハ)</p> <p>...(<u>4</u>)</p> <p>.....</p> <p>(ニ)</p> <p>(ホ)</p> <p>...(<u>5</u>)</p> <p>...(<u>6</u>)</p>	<p><u>D</u></p> <p>(ハ)</p> <p>...(<u>3</u>)</p> <p>.....</p> <p>(ニ)</p> <p>(ホ)</p> <p>...(<u>4</u>)</p> <p>...(<u>5</u>)</p>

..... (^)(7) ...(8)				
⑳ 土地等につきマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替円滑化法」という。）第2条第4号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第75条の規	(イ) 当該補償金が当該申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を当該請求により買い取ったものである旨を証する書類 (ロ) 左欄の要件に該当する旨を証する書類 (ハ) 左欄の要件に該当することにつき当該審査委員の確認	当該マンション建替事業の施行者 当該マンション建替事業の施行者	措置法65条の4 1項23号 措置法規則22条の5 1項28号	一定の要件とは、マンション建替円滑化法第56条第1項の申出をした者又は同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求をされた者の有する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の2までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定

..... (^)(6) ...(7)				
---	--	--	--	--

(新 設)

改 正 後		改 正 前	
<p>定による補償金(当該法人が一定の要件()に該当する場合における申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき又は当該土地等が同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求(当該法人が一定の要件()に該当する場合にされたものに限る。)により買い</p>	<p>があった旨を証する書類</p>	<p>の適用を受けるものである場合に該当する場合で、マンション建替事業の施行者がその該当することについてマンション建替円滑化法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認を得た場合をいう。</p>	

取られたとき				
②4	措置法65条の 4 1項24号 措置法規則22 条の5 1項 29号
②5	措置法65条の 4 1項25号 措置法規則22 条の5 1項 30号	
②6	措置法65条の 4 1項26号 措置法規則22 条の5 1項 31号

②3	措置法65条の 4 1項23号 措置法規則22 条の5 1項 28号
②4	措置法65条の 4 1項24号 措置法規則22 条の5 1項 29号	
②5	措置法65条の 4 1項25号 措置法規則22 条の5 1項 30号